

## 商業・法人登記申請を予定されている方へ

**「商業・法人登記申請用総合ソフト」  
を用いて、登記すべき事項を  
オンライン提出してみませんか？**

### ★登記すべき事項のオンライン提出「3つのお得」

- ① 申請用総合ソフト等を用いることにより、申請書を簡単に作成することができます。
- ② オンライン申請したのと同様に、リアルタイムで受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。
- ③ 登記すべき事項のオンライン提出には、電子署名及び電子証明書を添付する必要がありません。

### ★登記すべき事項のオンライン提出のスリーステップ

- ① 事前準備  
(申請用総合ソフト等をダウンロード！)  
↓
- ② 登記事項提出書の作成・送信  
(申請用総合ソフト等で登記事項提出書を作成して送信！)  
↓
- ③ 申請書の作成・登記所への提出  
(作成した登記事項提出書を印刷して申請書を作成し、添付書類等とともに登記所に提出！)

(裏面をお読みください。)

## 【よくあるご質問】

Q1 初めてなんで、登記申請書をどうやって作ればいいのか分からないんだけど？

A では、まずは、法務省ホームページにアクセスしてください。そこで、申請用総合ソフトをダウンロードすれば、どなたでも簡単に申請書が作成できます。

( [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html) )

Q2 あまりパソコンは詳しくないんだけど。

A インターネットを一人で閲覧できるという方でしたら、簡単に利用できます。

Q3 費用がかかるのはいやだなあ。

A 利用するためには、はじめに利用者登録が必要ですが、ソフトは無料、利用料も無料です。

Q4 それって、登記申請書を作るだけのソフトなの？

A もちろん、オンラインによる登記申請をすることもできます。

Q5 オンラインによる登記申請は誰でもできるのかな？

A オンラインによる登記申請を行うためには、パソコンの環境設定と電子署名及び電子証明書が必要になります。

Q6 電子署名なんて持ってないよ。

A そのような方のために、登記すべき事項のオンライン提出をお勧めしています。登記すべき事項のオンライン提出には、特別なパソコンの環境設定や電子署名などは必要ありません。

Q7 登記すべき事項のオンライン提出って何かお得なことがあるのかな？

A はい、あります。申請用総合ソフトを用いて作成した登記事項提出書は、そのまま登記申請書としてお使いになれます。また、登記申請の前に登記すべき事項をオンラインで提出し、到達通知書を登記申請書と一緒に登記所に提出すると、「受付番号」「補正」「手続終了」等の通知を受け取ることができます。

Q8 自分の家のパソコンで進行状況がわかるってこと？

A はい、そうです。面倒なパソコンの環境設定と電子署名及び電子証明書なしで、オンラインで登記申請したのと同様にリアルタイムで進行状況が分かります。

Q9 それなら、ちょっと自分でやってみようかなあ。

A 是非、こちらにアクセスしてみてください。

登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

( [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html) )